

令和3年度岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会での議論を踏まえた強度行動障害支援に係る現状・課題の整理と支援の方向性（案）

区分	特性理解 ・ 医療	学校	在宅	入所 ・ 通所
<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で388人が強度行動障害の状態であり、うち行動障害項目30点以上が79名（2019年度調査） ・比較的落ち着きやすい改善群、非常に難しい難治性がある。 ・精神科病院へ長期入院していて、在宅や地域に帰ることができない人がいる。 ・精神科病院に入院ができないケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ1：1で教員が対応 ・指導の工夫（活動に見通しを持たせる、絵カードを使用） ・突然の行動に対する対応（ケース会議、職員研修による資質向上、主治医との連携、外部の専門家からの助言を受けるなどの取組） ・家庭の負担軽減のための取組（学校の様子を伝える、相談支援専門員につなぐ等） ・学校から福祉の支援への移行時、人手や空間が不足して支援が弱くなり、症状が悪化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅者125名（2019年度調査） ・窮状を訴える余裕すらない家庭の状況は、把握しづらく、支援が届きにくい。 ・親亡き後が課題である。 ・セルフプランの増加 ・対応可能なグループホーム等の施設が少ない。 ・居宅支援できる事業所が少ない。 ・複数の生活介護事業所を利用せざるを得ない実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修だけでは実践が困難。事業所内で協力者がいない。 ・手詰まりのケースに、専門家チームが入っていく取組を検討（市発達障害者支援センター） ・学校や施設に出向いてのコンサルテーションを行っている。（県発達障害者支援センター） ・日中サービス支援型グループホームの設置が増えている。
<p>意 見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的に入院をされている方の地域移行を進めるためのモデル的な施策が必要 ・2019年度調査の追跡調査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上が必要 ・ケースの共有や、専門家からの指導・助言が必要 ・学校と、医療・福祉・行政との連携で就学前から卒業後までの一貫した支援が必要 ・環境に関わらず、本人にふさわしい支援が行われるようになるとよい。 ・教育と福祉との連携に漏れがあるのではないか。 ・学校教育から福祉サービスへの移行期を見据えて行政が継続フォローすべき。 ・教育・福祉・医療が連携することにより、行動障害の緩和や予防ができる。 ・学校から社会に出る場面で専門的な支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の支援や包括的な支援のための体制づくりが必要 ・福祉等の専門性の高い支援を期待する。 ・強度行動障害に特化した一定水準の質の高い支援が必要 ・親が高齢になっている子への支援を早急にお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修受講後、事業所で実践する際のサポートが必要 ・標準的な支援を提供できる事業所の拡大が必要 ・養成研修の修了者が、施設内でOJTをすることができるよう、フォローアップ研修などの人材育成が必要 ・コンサルテーションができる人材の育成が必要 ・日中サービス支援型グループホームの質を担保するために指定の際のチェックが必要 ・構造化のための設備投資の補助が必要 ・支援するチームをどう作っていくかというマネジメントのスキルも求められる。 ・基礎的な研修の上にもう一つ研修の厚みを付け加えることで、積極的な支援ができる。
<p>支 援 の 方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害についての理解促進 ・精神科病院へ入院しなくても済む支援及び入院したとしても円滑な地域移行ができる仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後の環境の変化を最小限にする取組 ・学校と障害福祉サービス事業者等との在学中からの連携 ・幼児期・学齢期における強度行動障害への予防的対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で困難を抱えている家族の実態把握 ・家族が気軽に相談できる仕組みづくり ・地域で支える支援体制の整備 ・在宅支援の方法を学ぶ場づくり ・より困難な状態の人を支える仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の事例への対応を学ぶフォローアップ研修 ・直接処遇職員へのフォロー体制 専門家派遣、相談窓口、好事例の共有など ・コンサルテーション、マネジメントができる人材の育成 ・より困難な状態の人を支える仕組みづくり

強度行動障害実態調査について

1 調査目的

強度行動障害のある人やその家族が、地域で安心して生活するための効果的な支援方策を検討するため、強度行動障害のある人の置かれている状況や支援上の課題等を把握する実態調査を実施する。

なお、2019年に県内の民間団体が実態調査を実施しており、その調査内容も踏まえた内容とする。

*本調査における強度行動障害のある人の定義

障害者：平成18年厚生労働省告示第543号別表第2に規定する行動関連項目により算出した点数の合計が10点以上の者

障害児：平成24年厚生労働省告示第270号第13号表の行動障害の区分により算出した点数の合計が20点以上の障害児

2 調査依頼先

①福祉分野

障害者支援施設、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助

就労継続支援B型、相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター

②医療分野

精神科病院・診療所

③教育分野

特別支援学校

④在宅分野

相談支援事業所等に調査を依頼する。

*下線は、2019調査時の依頼先

3 主な調査内容

①強度行動障害のある人の状況

障害の程度、年齢などの基本情報

②強度行動障害支援者養成研修

修了者、配置の状況など

③各種サービスの状況

利用サービス、受入できない場合はその理由、受入可能となるための条件など

④支援の実態

支援体制、工夫、苦慮していること、職場研修の状況、連携先、要望など

⑤地域移行

施設や病院等からの地域移行、地域での支援の実態、要望など

⑥本人及び家族の声

在宅においては、家庭の様子・苦慮していること・支援スキルの取得・相談先・要望など

*調査への回答は、回答者の負担軽減を考慮し、電子申請の方法を検討する。